

別表（第4条関係）

利用証交付対象者及び利用証有効期間

(1) 利用交付対象者

①歩行困難者（利用証有効期間：5年間）

ア 身体障害者

身体障害者区分		等級
視覚障害		4級以上
聴覚障害	聴覚障害	3級以上
	平衡機能障害	5級以上
音声言語機能障害		該当なし
肢体不自由	上肢	4級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
	移動機能	6級以上
心臓機能障害		4級以上
じん臓機能障害		4級以上
呼吸器機能障害		4級以上
ぼうこう又は直腸機能障害		4級以上
小腸機能障害		4級以上
肝臓機能障害		4級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上

イ 知的障害者（重度A）

ウ 精神障害者（1級）

エ 高齢者（要介護度1以上）

オ 難病患者（特定医療費（指定難病）受給者及び特定疾患医療受給者）

カ その他 上記ア～オの基準に該当しない者で、障がいの特性により特に配慮が必要と認められる者

②一時的歩行困難者（利用証有効期間：1年7カ月未満）

ア 妊産婦（利用証有効期間：産前7か月～産後1年間）

イ けが人（利用証有効期間：車いす・杖等使用期間）

パーキングパーミット（利用証）を持っている方が同乗している場合も、利用証を車内に掲示して停めていただくことができます。